

竜巻被害の状況とこれまでの対応について



具体的な検討課題

- ① 竜巻被害における被災者支援について、他の災害と比べて留意すべきことがあるか。

※ 竜巻被害は一つの竜巻によって発生した災害であり、地域ごとにはではなく、一つの竜巻被害としてとらえるべき、との指摘があるが、地震や台風などと同様に一つの自然災害であり、同じように人的・物的被害がある。竜巻に特化した特別の対応策を講じる必要があるか。

- ② 竜巻被害における被災者生活再建支援法及び都道府県が実施する支援措置についてどう考えるか。

※ 支援法の適用対象外の地域からは、同一災害にもかかわらず、居住する地域によって支援法の適用に差があるのは「不公平」との指摘あり。

※ 都道府県が実施する支援措置については、一部の都道府県を除き、災害発生後に支援措置について検討している状況にあり、実施決定まで「一定の時間」がかかっている。このため、被災者の立場から見ると、特に「被災直後」には、支援法の適用を受けていないことへの不満や不安の声あり。

具体的な検討課題

③ 本年9月2日の埼玉・千葉竜巻災害では、一部の県で災害救助法の適用を行っていないが、これについて、どう考えるか。

※ 大規模な災害が発生した場合、国は被災県に対し災害救助法の適用について助言等を行っている。

災害救助法による支援メニューや同法適用による他の支援措置のメリットをどう考えるか。

④ 特に高齢者を中心とした被災者に対する、住宅再建支援を含めた「総合的な相談体制」の推進・充実について、どう考えるか。

※ つくば市においては、被災後、被災者支援の総合相談窓口を設置している。



「公平」で「迅速」な支援、被災者に対する相談体制の推進・充実が必要ではないか。